

特定非営利活動法人自立サポートネットワーク
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自立サポートネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次の各号に記載することを目的とする。

- (1) 心身に障がいがある人々等を雇用し、一般就労にむけステップアップで働く力と体力を養う育成プログラムを実施し、その中で積み重ね、体感した仕事の厳しさ、喜び、達成感を次の仕事を担いきるスキルにまで高める障がい者の就労継続支援に関する事業を行い、障がい者の福祉の増進に寄与すること。
- (2) 児童及び未就学児童、障がい児及び未就学障がい児等に対して、保育・療育・幼児教育等の児童福祉に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進と子どもの健全育成を図る活動に寄与すること。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行なう。

- (1) 障がい者に適切な軽作業を支援し雇用推進する事業
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業

- (3) 障がい者によって作られた製品等の販売及び飲食の提供事業
 - (4) 児童福祉法に基づく認可保育事業
 - (5) 児童福祉法に基づく認可外保育事業
 - (6) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業
 - (7) 調査研究事業
- 2 この法人は、次のその他事業を行なう。
- 会員相互の交流を図る事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てる。

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して、入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会で定める会費規則により入会金及び年会費を納入しなければならないとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することが

できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副知事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選出する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる業務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があること

を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財政の状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補助)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合にはその役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併

(開催)

- 第24条 通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により、表決した正会員は前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により監事からの招集請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の事項は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により、表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動の係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事

長が別に定める。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び
その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議
決を得なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は毎年7月1日に始まり翌年6月末日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2
以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、
所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3
分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定
を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、
法第11条第3項に掲げる者のうち総会で決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上
の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、北海道新聞に掲載して行なう。

第10章 雜則

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 立花 郷子

副理事長 原 京子

理事 伊藤 春枝

監事 木村 彰男

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月末日とする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月末日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 個人正会員 10,000円

団体正会員 30,000円

賛助会員 0円

(2) 正会員年会費 個人正会員 年額 12,000円

団体正会員 年額 36,000円

(3) 賛助会員年会費 個人・団体問わず一口 50,000円以上

以上、上記は現行の定款原本と相違ない。

平成28年11月 1日

特定非営利活動法人 自立サポートネットワーク
理事長 立花 郷子 (印)